

検証報告を受け、責任を痛感するとともに、これをしっかり受け止め迅速な改善に取り組んでいきます

検証委員会からの提言

①組織的にリスクを判断し、支援方針を策定し実行する体制整備

②子ども総合センターの強化

③児童相談所との連携強化

本区の対応

（１）課題のある家庭に寄り添う在宅支援の充実について

- ヘルパーや保育士などが孤立しがちな家庭を訪問し、養育の負担を一時的に軽減する「育児支援訪問事業」を活用できるよう拡充を図り、他の支援を受入れることへのきっかけとする。（令和3年10月実施予定）
- 保護者の負担が大きくなる夕方に子どもを預かることで負担軽減を図る「トワイライトステイ」（現在：15時～22時）の時間拡充に向け、委託施設と調整する。

（２）現場対応の見直しについて

- 再評価や点検などを徹底した「ケース進行管理等事務の流れ」をすでに取りまとめ、職員間で共有し、対応している。さらに本報告を受け、保育園等関係機関との情報共有の方法を確立し、踏み込んだ意見交換ができる関係づくりに努め、状況変化に対応する。

（３）組織、体制の強化

- 子ども総合センターの増員を含む組織の人的強化をするほか、欠員が生じた際、迅速に対応する体制を構築する。

（４）ネットワークの強化

- 良好な情報共有と意思疎通を図るため、児童相談所や保育・教育などの関係機関と平時から顔の見える関係の構築を進める。
- 今後策定する児童相談所運営計画において、子ども総合センターと児童相談所が本区内の組織として責任を一元化することに伴い、意思決定の速度が上がるなどの利点を十分に生かしつつ、改善内容等を反映していく。

（５）専門職職員の育成等

- 福祉専門職の育成プランの見直し
- 内部人材の育成だけでなく、外部人材も活用した相談、調整機能の充実についても検討を進める。

検証報告を受けての本区の対応について

令和2年度よりすでに行っている改善策について

▼これまでの業務改善

- 虐待が疑われ、子ども総合センターが関与するリスクの高い身体虐待ケース全てについて、再評価による点検をスーパーバイザーを中心に複数人で行った。点検についても期間を設定し、現在3か月に1回点検を実施している。具体的には「ケース進行管理等事務の流れ」として取りまとめ、職員間で共有した。
- 児童相談所との定例会議では継続中の全案件を対象としているが、これに加え、特に共有が必要な重要案件に絞って情報共有する場を設けた。また、同行訪問などの援助要請を活用し、状況認識の共有に努めた。
- 令和2年度にスーパーバイザーとして児童相談所の専門課長を招き、支援方針への助言など職員育成に活用した。

▼人員体制等の充実

- 令和3年度に相談員を増員した（15→18人）。
- 経験年数のある相談員の定着確保（3年以上の者：2人（13%）→5人（28%））
- スーパーバイザーの職務については相談員を指導する機能の強化を進めている。
- 相談員には相談業務に集中できるように、役割分担など環境整備を進めている。